

## 国・地方公共団体における契約等に関する関係法令の概要

平成 23 年1月 20 日

第 2 回政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会

# 目次

1. 国・地方公共団体の契約制度の概要と関係法令 P. 1
2. 国・地方公共団体の補助金等に係る主な法令 P. 5
3. 社会福祉事業、更生保護事業等に係る主な法令 P. 8
4. 特定の法人を事業主体として法令で規定している例 P. 27  
(社会福祉事業、更生保護事業、学校の設立を除く)

# 1. 国・地方公共団体の契約制度の概要と関係法令

	一般競争契約(原則)	指名競争契約	随意契約 (企画競争、公募 手続を含む)	会計法、予算決算及び会計令	地方自治法、地方自治法施行令
資格審査	<b>競争参加資格の審査</b>		—	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約締結能力のない者等を参加させることができない</li> <li>● 不正行為のあった者等を3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事等の実績、経営の規模等に関する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事等の実績、経営の規模等に関する事項について、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事等の実績、経営の規模等に関する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない</li> </ul>			
の作成 予定価格	<b>予定価格の作成</b>		—	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めなければならない</li> </ul>				
指名	↓	<b>指名</b>	↓	—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指名の基準を定め、財務大臣に通知しなければならない(国)</li> <li>● 競争に参加する者を指名しなければならない(国はなるべく10人以上)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指名の基準を定め、財務大臣に通知しなければならない(国)</li> <li>● 競争に参加する者を指名しなければならない(国はなるべく10人以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指名の基準を定め、財務大臣に通知しなければならない(国)</li> <li>● 競争に参加する者を指名しなければならない(国はなるべく10人以上)</li> </ul>
公告、 通知	↓	<b>公告</b>	↓	—	—
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札に必要な資格、場所・日時等を公告しなければならない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要事項を指名する者に通知しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要事項を指名する者に通知しなければならない。</li> </ul>

	一般競争入札(原則)	指名競争入札	随意契約 (企画競争、公募 手続を含む)	会計法、予算決算及び会計令	地方自治法、地方自治法施行令
契約の申込み	<b>入札保証金</b>			法第 29 条の 4 (一般競争/指名競争契約)	令第 167 条の 7 第 1 項 (一般競争入札)、 令第 167 条の 13 (指名競争入札)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証金を納めさせなければならない (国は契約金額の 5%以上、地方公共団体は規則で定める率又は額)</li> <li>● (ただし)落札者が契約を結ばないおそれがない等の場合、保証金の全部又は一部を納めさせないことが可能(国)</li> </ul>			法第 29 条の 4 第 1 項 ただし書、令第 77 条 (一般競争/指名競争契約)	—
	<b>入札</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札書の引換え、変更、取消しの禁止</li> </ul>	<b>見積書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● なるべく二者以上から見積書を徴さなければならない(国)</li> </ul>	法第 29 条の 5 第 2 項 (一般競争/指名競争契約)、令第 99 条の 6 (随意契約)
開札	<b>開札</b>			令第 81 条 (一般競争/指名競争契約)	令第 167 条の 8 第 1 項 (一般競争入札) 令第 167 条の 13 (指名競争入札)
契約相手の決定	<b>落札者決定</b>		<b>契約相手決定</b>  ※ 地方公共団体は財務規則等で規定	法第 29 条の 6、令第 83 条 (一般競争/指名競争契約)	法第 234 条第 3 項 (一般競争/指名競争入札)
	最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の手続			法第 29 条の 6 第 1 項 ただし書、令第 84 ~ 90 条 (一般競争/指名競争契約)	令第 167 条の 10 第 1 項 (一般競争/指名競争入札)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 低入札価格調査制度 (請負契約において、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とする)</li> <li>● 最低制限価格制度 (予め最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち最低価格の者を落札者とする)</li> </ul>			—	令第 167 条の 10 第 2 項 (一般競争/指名競争入札)
	価格及びその他の条件が最も有利な者を契約の相手方とする場合			法第 29 条の 6 第 2 項、令第 91 条第 2 項 (一般競争/指名競争契約)	令第 167 条の 10 の 2 第 1 項、同第 2 項 (一般競争/指名競争入札)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合評価方式</li> </ul>				

	一般競争入札(原則)	指名競争入札	随意契約 (企画競争、公募 手続を含む)	会計法、予算決算及び会計令	地方自治法、地方自治法施行令
契約の締結、履行	<b>契約書</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の目的、金額、履行期限、契約保証金、監督及び検査、損害金、危険負担、かし担保責任、紛争解決方法等を記載した契約書の作成が必要(記名押印)(国)</li> <li>● (ただし)契約金額が150万円以下等の場合、契約書の作成を省略することが可能(国)</li> </ul>			法第29条の8、令第100条、令第100条の2	—
	<b>契約保証金</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保証金を納めさせなければならない (国は契約金額の10%以上、地方公共団体は規則で定める率又は額)</li> </ul>			法第29条の9	令第167条の16第1項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その必要がないと認められる等の場合、保証金の全部又は一部を納めさせないことが可能(国)</li> </ul>			法第29条の9第1項ただし書、令第100条の3	—
	<b>監督・検査</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 立会い、指示等により契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない(国は請負契約のみ)</li> </ul>			法第29条の11第1、4、5項、令第101条の3	法第234条の2第1項、令第167条の15第1項
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約書、仕様書、設計書等に基づいて給付の完了の確認をするために必要な検査をしなければならない</li> </ul>			法第29条の11第2、4、5項、令第101条の4	法第234条の2第1項、令第167条の15第2項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付の完了後相当の期間内に事故が生じたときは、取替え、補修等の措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保される場合は、国は監督、検査の一部を省略することが可能であり、地方公共団体は検査の一部を省略することが可能</li> </ul>			法第29条の11第3項、令第101条の5	令第167条の15第3項	
<b>支払</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託費等について前金払、概算払を行うことが可能 (委託費、補助金・負担金・交付金等の前金払、概算払を行う場合は国は財務大臣への協議が必要)</li> <li>● 請負契約における既済部分、買入契約における既納部分について部分払を行うことが可能(国)(既済部分は9/10、性質上可分の請負契約の完済部分及び買入契約における既納部分は10/10部分払が可能)</li> </ul>			法第22条、令第57、58条、令第101条の10	法第232条の5第2項、令第162条、令第163条	

## ＜参考＞指定管理者に係る規定について（地方自治法）

**第二百四十四条の二** 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## 2. 国及び地方公共団体の補助金等に係る主な法令

I. 国		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の該当条項
規定概略		
1 交付申請、決定	(1) 交付の申請	
	● 補助事業等の目的、内容、補助事業等に要する経費等を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添えて提出することにより申請を行わなければならない	第5条
	(2) 交付の決定	
	● 各省各庁の長は、法令、予算に違反しないか、事業の目的、内容が適正か、金額算定に誤りがないか等を調査し、交付決定	第6条第1項
● 各省各庁の長は、必要があるときは、経費の配分の変更、内容の変更、中止、廃止の場合は各省各庁の承認を要すること等の条件を附すものとする	第7条第1項	
● 各省各庁の長は、補助事業等の完了により、相当の収益が生じる場合、交付した補助金等の全部または一部に相当する金額を国に納付するよう条件を附すことが可能	第7条第2項	
2 遂行	(1) 事業等の遂行	
	● 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容、それに附した条件、法令に基づく各省各庁の長の処分に従い、補助事業を行わなければならない	第11条第1項
	● 補助事業者等は、補助金等を他の用途に使用してはならない	第11条第1項
	(2) 状況報告	
	● 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況を各省各庁の長に報告しなければならない	第12条
	(3) 補助事業等の遂行の命令	
	● 各省各庁の長は、上記の報告等により、補助金等の交付の決定の内容やこれに附した条件に従って遂行されていない場合、これらに従って遂行することを命ずることが可能	第13条第1項
	(4) 実績報告	
● 補助事業者等は、補助事業等が完了した場合、成果を記載した実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて、各省各庁の長に報告しなければならない	第14条	
(5) 額の確定		
● 各省各庁の長は、補助事業等の成果の報告を受けた場合、その成果が交付の決定の内容やこれに附した条件に適合するか調査し、適合すると認められた場合には補助金等の額を確定	第15条	

規定概略		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の該当条項
2 遂行	(6) 是正のための措置	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各省各庁の長は、補助事業等の成果が交付の決定の内容やこれに附した条件に適合しないと認めた場合、補助事業者等に対して、これらに適合させるための措置を命ずることが可能</li> </ul>	第16条第1項
3 返還等	(1) 決定の取消	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用、その他交付の決定の内容やこれに附した条件、法令等に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことが可能</li> </ul>	第17条第1項
	(2) 補助金等の返還	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各省各庁の長は、交付の決定を取り消した場合、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない</li> </ul>	第18条第1項
	(3) 財産の処分の制限	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助事業者等は、補助事業等により取得、効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはならない</li> </ul>	第22条
	(4) 立入検査等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各省各庁の長は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類の検査等をさせることが可能</li> </ul>	第23条第1項	
(5) 不当干渉等の禁止		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助金等の交付等に関する事務に従事する国等の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は必要な限度をこえて不当に補助事業者等に干渉してはならない</li> </ul>	第24条	
4 罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する</li> </ul>	第29条
<b>II. 地方公共団体</b>		
規定概略		根拠条項
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方公共団体は、公益上必要がある場合、寄附または補助をすることが可能</li> </ul>		地方自治法第232条の2



## ＜参考＞地方公共団体における補助金等に係る規定の例

### 1. 補助金等交付規則の例

#### ○ 宮城県補助金等交付規則（昭和 51 年 3 月 31 日宮城県規則第 36 号）

趣旨、定義、補助金等の交付の申請、補助金等の交付の決定、補助金等の交付の条件、決定の通知、申請の取下げ、事情変更による決定の取消し等、補助事業等の遂行等、状況報告、補助事業等の遂行等の命令、実績報告、補助金等の額の確定等、是正のための措置、決定の取消し、補助金等の返還、加算金及び延滞金、他の補助金等の一時停止、理由の提示、帳簿及び書類の備付け等、財産の処分の制限、立入検査等、実施細目

#### ○ 名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年 12 月 1 日規則第 187 号）

目的、定義、適用除外、交付の申請、交付の決定、交付の条件、決定の通知、申請の取下げ、事情変更による決定の取消し等、補助事業等の遂行、関係書類の整備、状況報告、補助事業等の遂行等の命令、実績報告、額の確定、是正のための措置、交付時期、決定の取消し、返還、加算金及び延滞金、他の補助金等の一時停止等、理由の提示、財産の処分の制限、委任

等

### 2. 補助金等交付要綱の例

#### ○ 宮城県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

趣旨、交付の対象、基準額及び対象経費、交付額の算定方法、交付の申請、申請書の添付書類、交付の条件、実績報告、報告書の添付書類、補助金の交付方法、書類の備付け等、処分の制限を受ける財産、財産処分の収入、書類の提出部数

#### ○ 千葉県元気商店街創出事業補助金交付要綱

趣旨、定義、補助対象事業、補助対象経費等、交付の申請、交付の条件、承認申請、状況報告、実績報告、交付の請求、概算払の請求、補助金の経理等、関係帳簿等の調査

#### ○ 名古屋市子どもはつらつ基金助成金交付要綱

目的、助成の対象団体、地域における特色ある事業、助成金額、交付の申請、交付の決定、助成金の使用制限、実績報告、額の確定、交付時期等、調査に対する協力義務、

#### ○ 松戸市自主防災組織補助金交付要綱

趣旨、定義、補助対象経費、補助金の額等、交付の申請、交付の条件、決定の通知、実績報告、交付の請求

等

### 3. 社会福祉事業、更生保護事業等に係る主な法令

#### I. 社会福祉法人

- 社会福祉法で定められる**第一種社会福祉事業は、原則として国、地方公共団体、社会福祉法人が経営することとされている**(社会福祉法第 60 条)。
- 上記以外の者が社会福祉施設を設置して第一種社会福祉事業を経営する場合、事業開始前に、施設の設置場所の都道府県知事の許可が必要(社会福祉法第 62 条第 2 項)とされているが、**事業ごとに個別法で実施主体が定められている例が多い**。

#### 1. 第一種社会福祉事業 (社会福祉法第 2 条第 2 項)

- ① 生活保護法に規定する**救護施設、更生施設**その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- ② 児童福祉法に規定する**乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設**を経営する事業
- ③ 老人福祉法に規定する**養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム**を経営する事業
- ④ 障害者自立支援法に規定する**障害者支援施設**を経営する事業、同法附則に規定する**身体障害者更生援護施設**を経営する事業及び**知的障害者援護施設**を経営する事業
- ⑤ 売春防止法に規定する**婦人保護施設**を経営する事業
- ⑥ **授産施設**を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

#### 2. 個別法において第一種社会福祉事業の実施主体が定められている例

##### ① 救護施設、更生施設

生活保護法第 41 条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人のほか、保護施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければ設置することができない。

(保護施設:救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設(同法第 38 条))

##### ② 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設

児童福祉法第 35 条 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置するこ

とができる。

(児童福祉施設:助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター(同法第7条第1項))

### ③ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

老人福祉法第15条第4項 社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

第15条第5項 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

### ④ 障害者支援施設

障害者自立支援法第83条第4項 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができる。

### ⑤ 婦人保護施設

売春防止法第36条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

同法第38条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

同条第4号 都道府県の行う收容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

## 3. 社会福祉法の定めるところにより、第一種社会福祉事業を営む場合の都道府県知事への届出／申請事項

**国、地方公共団体、社会福祉法人**が第一種社会福祉事業を営む場合の都道府県知事への**事前届出事項** (社会福祉法第62条第1項)

施設の名称・種類、設置者の氏名、住所、経歴、資産状況、条例、定款その他の基本約款、建物その他の設備の規模・構造、事業開始の予定年月日、施設の管理者・実務担当幹部職員の氏名・経歴、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

**上記以外の者**が第一種社会福祉事業を営む場合の都道府県知事への**申請事項** (社会福祉法第62条第3項)

**上記に加え**、財源の調達・管理の方法、施設の管理者の資産状況、建物その他の設備の仕様権限、経理の方針、事業経営者や施設管理者に事故があるときの処置

#### 4. 国、地方公共団体、社会福祉法人以外の者が第一種社会福祉事業の経営の許可を申請した場合の審査基準の概要(社会福祉法第 62 条第4項)

- ・ 当該事業を経営するために必要な経済的基礎があること。
- ・ 当該事業の経営者が社会的信望を有すること。
- ・ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- ・ 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- ・ 脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。
- ・ 厚生労働大臣が定める社会福祉施設の設備の規模・構造、福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準に適合すること。

なお、第二種社会福祉事業を国、都道府県以外の者が開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に経営者の名称、主たる事務所の所在地、事業の種類・内容、条例、定款その他の基本約款に掲げる事項を届け出ることが必要(社会福祉法第 69 条第1項)。

## ＜補足＞ 社会福祉法人の設立及び認可に係る事項

### 1. 設立時に定款で定める申請事項

目的、名称、社会福祉事業の種類、事務所の所在地、役員に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項、会計に関する事項、評議員会を置く場合には、これに関する事項、公益事業を行う場合には、その種類、収益事業を行う場合には、その種類、解散に関する事項、定款の変更に関する事項、公告の方法（社会福祉法第 31 条）

○公益事業 社会福祉事業以外の事業であって、公益を目的とする事業(政令で定めるものでは 10 人)に満たないもの(社会福祉法第 26 条)

○収益事業 社会福祉事業又は公益事業の経営にあてることを目的とする事業(社会福祉法第 26 条)

### 2. 認可

社会福祉事業を行うに必要な資産を備えているかどうか、定款の内容、設立の手続が、法令の規定に違反していないかを審査(社会福祉法第 32 条)。

○役員等に関する主な要件(社会福祉法人審査基準(平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知))

#### ・ 理事

1. 定数は 6 名以上であること。
2. 各理事と親族等特殊の関係のある者が、一定数を超えないこと。
3. 社会福祉事業についての学識経験者または地域の福祉関係者が含まれていること。

#### ・ 監事

1. 定数は 2 名以上であること。
2. 監事のうち 1 名は財務諸表を監査しうる者、1 名は社会福祉事業についての学識経験者または地域の福祉関係者であること。
3. 他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。

#### ・ 評議員会

1. 措置委託事業、保育所経営、介護保険事業のみを行う法人を除き、必置が原則。
2. 評議員の定数は理事数の 2 倍を超えること。
3. 法人の施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者が 3 分の 1 を超えないこと。
4. 地域の代表を加えること。
5. 利用者の家族の代表を加えることが望ましいこと。

○資産等に関する主な要件(社会福祉法人審査基準(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知))

**【施設を経営する法人】**

原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件につき、

- ・所有権を有していること
- ・国、地方公共団体から貸与、使用許可を受けていること

のいずれかが必要。

**【施設を経営しない法人】**

原則として1億円以上(委託費等で安定的な収入が見込める場合は、所轄庁が認める額)の基本財産を有していることが必要。

## ＜補足＞ 保育所

### 1. 認可保育所

- 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。（児童福祉法第35条第4項）

（児童福祉施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、**保育所**、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）

- 上記の認可を受けようとする者は、名称、種類及び位置、建物その他設備の規模、構造等、運営方法、運営責任者、幹部職員の氏名・略歴、収支予算書、事業開始の予定年月日について、設置する者の履歴・資産状況、法人格を有することを証する書類、定款または寄附行為等の規約を提出し、都道府県知事に申請を行うことが必要。（児童福祉法施行規則第37条）

### 2. 認可外保育施設

- 上記の認可を受けていない保育所については、施設の設置者は、事業の開始日から一月以内に、施設の名称・所在地、設置者の氏名・住所・名称・所在地、建物等の設備・規模・構造、事業開始の年月日、施設管理者の氏名・住所等を都道府県知事に届け出ることが必要。

## ○保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号)(抄)

### 第一 保育所設置認可の指針(抄)

#### 二 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、一で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

##### (一) 定員

保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」(平成一二年三月三〇日児発第二九六号)及び「夜間保育所の設置認可等について」(平成一二年三月三〇日児発第二九八号)に定める場合のほか、六〇人以上とすること。

##### (二) 社会福祉法人による設置認可申請

社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉事業法(昭和二六年法律第四五号)をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立についても適正な審査を行うこと。

##### (三) 社会福祉法人以外の者による設置認可申請

###### (1) 審査の基準

社会福祉法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、以下の基準に照らして審査すること。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

イ 経営者(設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ (ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において二年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

オ 財務内容が適正であること。



## II. 更生保護法人

- 更生保護事業法で定められる更生保護事業のうち、継続保護事業を国、地方公共団体以外の者が行う場合、申請により法務大臣の認可を得ることが必要（更生保護事業法第 45 条）。

### 1. 更生保護事業

#### ①継続保護事業（更生保護事業法第2条第2項）

以下の者で改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に收容し、宿泊場所の供与、医療又は就職の援助、社会生活に適応させるために必要な生活指導等、その改善更生に必要な保護を行う事業

- 保護観察に付されている者
  - 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者
  - 少年院から退院し、又は仮退院を許された者
- 等

#### ②一時保護事業（更生保護事業法第2条第3項）

上記の者に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職の援助、金品の給貸与、生活相談等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く）を行う事業

#### ③連絡助成事業（更生保護事業法第2条第4項）

継続保護事業、一時保護事業その他上記の者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業

### 2. 継続保護事業を經營する場合の法務大臣への申請事項

#### 更生保護法人が継続保護事業を經營する場合の法務大臣への申請事項

名称、事務所の所在地、事業の内容、被保護者の処遇方法、施設の規模・構造・使用権原、幹部職員の名・経歴（更生保護事業法第 45 条）

#### その他の者が継続保護事業を經營する場合の法務大臣への申請事項

上記に加え、定款その他の基本約款、經理の方針、資産の状況、經營責任者の名・経歴・資産の状況（更生保護事業法第 45 条）

### 3. 継続保護事業の経営の認可申請があった場合の審査基準の概要(更生保護事業施行規則の運用について(平成14年6月10日法務省保更第357号))

#### 更生保護法人による申請の場合

- ・ 被保護者の種別及び種別ごとの収容定員が、職員体制、周辺の更生保護施設の状況等を勘案し、適当なものであること。
- ・ 被保護者を職業訓練その他の作業に従事させる場合は、その認可事業者が行う収益事業に就労させることは含まれないこと。
- ・ 被保護者に対する処遇の方法、更生保護施設の規模及び構造並びに実務に当たる幹部職員の資格又は経験が、基準に適合すること。
- ・ 建物その他の設備の使用の権原が、次の事項に適合すること。
  - －認可事業者が、使用の権原(所有権、賃借権、地上権等)を有していること等

#### その他の者による申請の場合

- ・ 定款、寄附行為その他の基本約款の記載内容が、公益法人又はこれに準ずる組織として適正な運営が確保できると認められるものであること。
- ・ 事業の用に供する土地、建物その他の重要な資産については基本財産とし、その適正な管理及び保全が図られていること。
- ・ 経費に充てる主たる財源が、継続保護事業を継続して営むために必要な経費を賄うに足る確実性を有すると認められるものであること。

(収益事業を行う場合は、)

- －風俗関連営業、経営が投機的に行われる事業その他更生保護法人としての社会的信用を損なうおそれのある業種でないこと。
- －事業の規模が、その更生保護法人が営む更生保護事業の適正な発展の確保のために必要性が認められる程度のものであること。

(資産の状況については、)

- －更生保護委託費収入、財産の運用によって生ずる収入、会費収入等により、更生保護事業を継続して営むことができると確実に認められること。
- －更生保護事業の用に供する土地、建物等の固定資産については、所有権を有し、又は貸与を受けていること等
- －価額の変動の激しい財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が、資産の相当部分を占めていないこと。

等

なお、一時保護事業、連絡助成事業を国、地方公共団体以外の者が行う場合、更生保護法人の場合は、名称、事務所の所在地、事業の種類・内容を、更生保護法人以外の場合は、それらに加えて、定款その他の基本約款、経理の方針、資産の状況、経営責任者の氏名・経歴・資産の状況を法務大臣に届け出ることが必要(更生保護事業法第47条の2)。

## ＜補足＞更生保護法人の設立及び認可に係る事項

### 1. 設立時に定款で定める申請事項

目的、名称、更生保護事業の種類、事務所の所在地、役員に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項、会計に関する事項、評議員会を置く場合はこれに関する事項、公益事業を行う場合はその種類、収益事業を行う場合はその種類、解散に関する事項、定款の変更に関する事項、公告の方法（更生保護事業法第11条）

#### ○公益事業（更生保護事業施行規則の運用について第2 1.（1））

- ・ 更生保護事業に関連する事業であること。
- ・ 事業の規模が、その更生保護法人が営む更生保護事業に比べて過大なものでないこと。
- ・ 収益事業の収益を充てることができる公益事業は、少年法第25条第2項第3号の規定による委託を受けて補導を行う事業及び犯罪の予防又は青少年の健全育成に関し、相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う事業に限られる。

#### ○収益事業（更生保護事業施行規則の運用について第2 1.（2））

- ・ 風俗関連営業、経営が投機的に行われる事業その他更生保護法人としての社会的信用を損なうおそれのある業種でないこと。
- ・ 事業の規模が、その更生保護法人が営む更生保護事業の適正な発展の確保のために必要性が認められる程度のものであること。

### 2. 認可

設立の手續、申請書、定款の内容が法令の規定に適合するものであるか、申請書、定款に虚偽の記載がないか、更生保護事業を営むために必要な資産を備えているか、業務の運営が適正に行われることが確実であるかを審査（更生保護事業法第12条）。

#### ○設立の認可の審査基準の概要（更生保護事業法施行規則の運用について第2 2（2））

（資産について）

- ・ 更生保護委託費収入、財産の運用によって生ずる収入、会費収入等により、更生保護事業を継続して営むことができると確実に認められること。
- ・ 更生保護事業の用に供する土地、建物等の固定資産については、所有権を有し、又は貸与を受けていること等。
- ・ 価額の変動の激しい財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が、資産の相当部分を占めていないこと。

（業務の運営について）

- ・ 更生保護事業以外の事業を行うことを主たる目的とするものでないこと。
- ・ 理事の定数は、理事会において各理事の意見が十分反映され、実質的な審議が行えるよう必要かつ相当な数であること。また、幅を持たせて定数を定めている場合には、定数の上限と下限の差はおおむね5人以内であること。評議員の定数についても、同様とする。なお、評議員の定数を幅を持たせて定め

ている場合には、その下限は理事の定数の上限を超えるものであること。

- ・ 役員又は評議員に対し、その地位にあることのみに基づき給与等が支給されないこと。
- ・ 申請時現在において、営む事業の種類に応じた所要の職員が確保されていること。
- ・ 事業の用に供する土地、建物その他の重要な資産については基本財産とし、その適正な管理及び保全が図られていること。
- ・ 公益事業を行う場合には前記第2の1の(1)の事項に、収益事業を行う場合には同(2)の事項に、それぞれ適合するものであること。
- ・ 公告の方法は、官報への掲載等公告すべき内容を広く一般に知らせることができるものであること。

等

### Ⅲ. 学校法人

● **学校教育法で定める学校は、国、地方公共団体、私立学校法に規定される学校法人が設置することができる**（教育基本法第6条第1項、学校教育法第2条）。

#### 1. 学校（学校教育法第1条）

学校教育法第1条における**学校は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。**

※学校教育法第124条に定める専修学校、第134条に定める各種学校の設置のみを目的とする法人を「準学校法人」という（私立学校法第64条第4項）。準学校法人については、学校法人と同等の要件をもって設立され、また、学校法人と同等の優遇措置等を受けることが可能となっている。

#### 2. 学校法人を設立する場合の所轄庁への認可申請事項（私立学校法第30条）。

- ・ 目的
- ・ 名称
- ・ 設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類
- ・ 事務所の所在地
- ・ 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- ・ 理事会に関する規定
- ・ 評議員会及び評議員に関する規定
- ・ 資産及び会計に関する規定
- ・ 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- ・ 解散に関する規定
- ・ 寄附行為の変更に関する規定
- ・ 公告の方法

#### 3. 文部科学大臣所轄学校法人の設立認可を申請した場合の審査基準の概要（学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号） ※都道府県知事所轄学校法人の設立における審査基準は都道府県ごとに策定。

- 校地・施設・設備に関する基準  
校地・校舎として認められる土地・建物の扱い、施設・設備に関する標準設置経費、それらに要する経費の財源等
- 経営に必要な財産に関する基準  
大学を設置する場合の経常経費に関する標準経常経費、それに要する財源等
- 役員等に関する基準

理事及び監事、事務局長、事務組織等の管理運営面等

○ ペナルティーに関する基準

過去に虚偽申請などの不正行為があった者に対しては、一定期間、寄附行為を認可しないこと等

## <参考1>一般社団法人・一般財団法人の設立及び公益社団法人・公益財団法人の認定に係る事項

- 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

### 1. 一般社団法人の設立に必要な手続き

- ・ 設立時社員（2名以上）が定款を作成し、公証人の認証を受ける。（一般社団及び一般財団に関する法律（以下、一般法）第13条）
- ・ 設立時社員（2名以上）が、設立時理事（設立時監事、設立時会計監査人を置く場合は、これらの者も）の選任を行う。（一般法第15条）
- ・ 設立時理事（設立時監事がある場合はその者も）が、設立手続の調査を行う。（一般法第20条）
- ・ 法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。（一般法第22条）

### 2. 一般財団法人の設立に必要な手続き

- ・ 設立者（財産を拠出して法人を設立する者1名以上）が定款を作成し、公証人の認証を受ける。（一般法第155条）
- ・ 設立者（財産を拠出して法人を設立する者1名以上）が財産（価額300万円以上）の拠出の履行を行う。（一般法第157条）
- ・ 定款の定めに従い、設立時評議員、設立時理事、設立時監事（設立時会計監査人を置く場合はこの者も）の選任を行う。（一般法第159条）
- ・ 設立時理事及び設立時監事が、設立手続の調査を行う。（一般法第161条）
- ・ 法人を代表すべき者（設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。（一般法第163条）

### 3. 公益社団法人・公益財団法人の認定基準等

行政庁は、公益認定の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、公益認定を行う。（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条）

#### 1. 法人の目的および事業の性質、内容に関するもの

- ① 公益目的事業（※）を行うことが主たる目的であること。（1号）
- ② 公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力があること。（2号）
- ③ 理事、社員など当該法人の関係者や営利事業者などに特別の利益を与えないこと。（3、4号）

- ④社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。(5号)
- ⑤公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること。(6号)
- ⑥公益目的事業以外の事業を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。(7号)

## 2. 法人の財務に関するもの

- ①公益目的事業比率(費用ベース)が100分の50以上になると見込まれること。(8号)
- ②遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること。(9号)

## 3. 法人の機関に関するもの

- ①同一親族等および他の同一団体の関係者が理事又は監事の3分の1を超えないこと。(10号、11号)
- ②一定の基準を満たす場合に会計監査人を設置していること。(12号)
- ③理事、監事への報酬等の支給基準を定めていること。(13号)
- ④社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること。(14号)

## 4. 法人の財産に関するもの

- ①他の団体の意思決定に関与することができる財産を保有していないこと。(15号)
- ②公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること。(16号)
- ③公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。(17号)
- ④清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。(18号)

(※)学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの(認定法第2条第4号)

### 別表(認定法第2条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業



- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

## ＜参考２＞認定特定非営利活動法人の設立等に係る事項

### 1. NPO法人の認証の要件

特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）（抄）

**第二条** この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

**第十二条** 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

別表 （第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 2. NPO法人の認定の要件

**認定が受けられるのは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり公益の増進に資することにつき次に掲げる(1)から(9)までの要件を満たすもの(租税特別措置法第66条の11の2第3項、租税特別措置法施行令第39条の23第1項)。**

項 目	要 件
(1) パブリックサポートテスト(PST)について	<p>イ <b>原則</b> 実績判定期間における 寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 <math>\geq \frac{1}{5}</math></p> <p>(注) 1 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、31～32頁を参照してください。 2 PSTが5分の1以上とされるのは、平成23年3月31日までに申請書を提出した場合です。</p> <p>ロ <b>小規模法人の特例</b> 実績判定期間における 受入寄附金総額－<b>アの金額</b>＋<b>エの金額</b> 総収入金額－<b>イの金額</b> <math>\geq \frac{1}{5}</math></p> <p>(注) 1 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 2 小規模法人の定義、アの金額、エの金額、イの金額については、30頁又は33～34頁を参照してください。 3 この小規模法人の特例が適用できるのは、平成23年3月31日までに申請書を提出した場合です。</p> <p>ハ 上記イ又はロのPST計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTに算入することができます。その詳細については、34頁又は35頁を参照してください。</p>
(2) 活動の対象について	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に利益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p>
(3) 運営組織及び経理について	<p>次のいずれも満たしていること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 役員のうち親族関係を有する者等で構成する 最も大きなグループの人数 ÷ 役員総数 <math>\leq \frac{1}{3}</math></p> <p>② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する 最も大きなグループの人数 ÷ 役員総数 <math>\leq \frac{1}{3}</math></p> <p>ロ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ハ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
(4) 事業活動について	<p>次のいずれも満たしていること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 ÷ 総事業費 <math>\geq 80\%</math></p> <p>ニ 実績判定期間における 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 ÷ 受入寄附金総額 <math>\geq 70\%</math></p> <p>ホ 助成金の支給を行った場合は、事後にその実績を記載した書類を国税庁に提出していること。 ヘ 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行う場合は、事前にその内容を記載した書類を国税庁に提出していること(災害に対する援助など緊急を要する場合には、事後遅滞なく実績を記載した書類を国税庁に提出していること)。</p>
(5) 情報公開について	<p>次に掲げる書類を閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿等及び定款等 ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程 ハ (4)のホ又はへの規定により提出した書類の写し ニ 資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類 ホ 寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類</p>
(6) 所轄庁への書類の提出について	<p>実績判定期間内の日を含む各事業年度のNPO法第28条第1項に規定する事業報告書等及び同項に規定する役員名簿等並びにNPO法第29条第1項に規定する定款等を所轄庁に提出していること。</p>
(7) 不正行為等について	<p>法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。</p>
(8) 所轄庁証明書の交付について	<p>所轄庁から国税庁長官に対し、法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書が交付されていること。</p>
(9) 設立後の経過期間について	<p>設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p>

4. 特定の法人を事業主体として法令で規定している例（社会福祉事業、更生保護事業、学校の設立を除く）

規定概略	法律の該当条項
<b>地方公共団体及び一部の特定公益増進法人を事業主体として指定する例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護法に定める保護施設は、<u>都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社</u>が設置（社会福祉法人、日本赤十字社については、申請により都道府県知事の認可を得た者のみ）</li> </ul>	生活保護法第 41 条
<b>一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人を事業主体として指定する例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>身体障害者補助犬の訓練・研究事業者</u>は、<u>一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人</u>から厚生労働大臣が指定</li> </ul>	身体障害者補助犬法第 15 条第 1 項
<b>一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を事業主体として指定する例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>歴史的風致維持向上支援法人</u>は、<u>一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人</u>から市町村長が指定</li> </ul>	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>防災街区整備推進機構</u>は、<u>一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人</u>から市町村長が指定</li> </ul>	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>緑地管理機構</u>は、<u>一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人</u>から都道府県知事が指定</li> </ul>	都市緑地法第 68 条
<b>一般社団法人、一般財団法人を事業主体として指定する例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>精神保健福祉士法に定める指定試験機関</u>は、<u>一般社団法人、一般財団法人</u>から厚生労働大臣が指定する者が実施</li> </ul>	精神保健福祉士法第 10 条第 4 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>救急救命士名簿の登録の実施に関する事務</u>は、<u>一般社団法人、一般財団法人</u>のうち厚生労働大臣が指定する者が実施</li> </ul>	救急救命士法第 12 条第 4 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>シルバー人材センター</u>は、<u>一般社団法人、一般財団法人</u>のうち都道府県知事が指定する者が運営（市町村の区域ごとに一個に限る）</li> </ul>	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>都道府県ナースセンター</u>は、<u>一般社団法人、一般財団法人</u>のうち都道府県知事が指定する者が運営（都道府県ごとに一個に限る）</li> </ul>	看護師等の人材確保の促進に関する法律第 14 条

<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に定める再商品化業務は、一般社団法人、一般財団法人から主務大臣（環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産大臣のいずれか）が指定する者が実施</u></li> </ul>	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 21 条</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>地域伝統芸能等の活用行事等支援事業実施機関は、一般社団法人、一般財団法人のうち主務大臣（国土交通、経済産業、農林水産、文部科学、総務のいずれか）が指定する者が運営</u></li> </ul>	<p>地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関</p>
<p><b>その他の例</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>障害者就業・生活支援センターの運営は、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人から都道府県知事が指定する者が実施</u></li> </ul>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律第 33 条</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>発達障害者支援センターの運営は、都道府県、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、特定非営利活動法人、地方独立行政法人から都道府県知事が指定した者が実施</u></li> </ul>	<p>発達障害者支援法第 14 条</p>

※特定公益増進法人とは、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの（所得税法施行令第 217 条、法人税法施行令第 77 条）。